

京丹後市での新婚生活を応援します!

# 結婚新生活 支援補助金



最大**60万円**を  
補助



夫婦ともに  
**39歳以下**・  
所得要件あり



住宅購入費・  
家賃・引越し費用  
などが対象

## まずは対象になるかチェック

このほかにも要件がありますので市ホームページでご確認ください。

- 令和8年度中に婚姻届を提出した世帯であること
- 夫婦のいずれもが婚姻日時点で**39歳以下**
- 世帯所得が500万円未満** (※)
- 申請時に夫婦のいずれかが京丹後市内に住所を有すること
- 府税・市税等を滞納していない
- 夫婦ともに要綱に定める講座の受講又は相談のいずれかを実施すること

※ 給与所得者の場合は給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額、自営業者にあつては売上金額から必要経費を控除した金額で審査します。

## 補助金額

- 夫婦の両方が29歳以下

**上限60万円**

- 夫婦の両方が39歳以下 (①の場合を除く)

**上限30万円**



## 補助対象経費

以下の経費のうち該当するものすべて

### <婚姻年度のみ申請可>

- 住宅購入に係る建物購入費
- 住宅賃借に係る仲介手数料
- 京丹後市内の住宅への引越し費用

### <婚姻年度及びその翌年度に申請可>

- 住宅賃借に係る賃料及び共益費

### 【注意】

婚姻年度の翌年度に補助金の交付を受けるためには、婚姻年度内に「**資格認定申請**」を行う必要があります。

例：令和9年3月に婚姻し、令和9年4月以降に住宅を賃借し賃料等を支払う場合 等

## 申請の流れ

- ① 婚姻届を提出
- ② 住宅を契約・購入、引越しを実施  
※住宅の購入・賃借に係る契約を締結した時点で、事前にこども未来課へ契約書の写しを提出
- ③ 対象経費の支払完了後、必要書類を揃えて交付申請
- ④ 交付決定
- ⑤ 補助金交付請求書を提出
- ⑥ 補助金交付

予算に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

### 【問合せ先・申請先】

京丹後市役所 こども部 こども未来課 こども政策係  
☎0772-69-0340 ✉kodomomirai@city.kyotango.lg.jp

詳しくは  
市ホームページ  
をご覧ください



## 交付申請に必要な書類一覧

- (1) 夫婦の住民票の写し  
※夫婦のいずれかの住所が京丹後市内にあること、かつ購入又は賃借した住宅、もしくは引越先の住所であることが必要です。
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (3) 夫婦の所得を確認できる書類（直近の所得証明書又は課税(非課税)証明書）
- (4) **（住宅購入又は賃借の場合）**  
住宅の売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (5) **（住宅手当の支給を受けている場合）**  
住宅手当の支給を証する書類（給与明細又は住宅手当支給証明書）
- (6) **（住宅扶助・家賃補助を受けている場合）**  
住宅の家賃補助等の支給を証する書類
- (7) 領収書等支出を証する書類
- (8) 夫婦双方の京都府税納税証明書
- (9) 夫婦双方の市税等納付状況調査同意書
- (10) **（婚姻年度に転入又は市外に居住する場合）**  
**婚姻年度の前年度の個人住民税納税証明書**
- (11) 誓約書（様式第2号）
- (12) 要綱第3条第4号に掲げる講座等について、夫婦双方が実施したことを確認できる書類（受講証明書等の発行が困難な場合は講座等実施報告書）
- (13) その他市長が必要と認める書類

## 資格認定に必要な書類

- (1) 資格認定申請書（様式第5号）
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (4) 夫婦の所得を確認できる書類（直近の所得証明書または課税非課税証明書）
- (5) **（住宅購入又は賃借の場合で、すでに契約を締結している場合）**  
住宅の売買又は賃貸借に係る契約書の写し